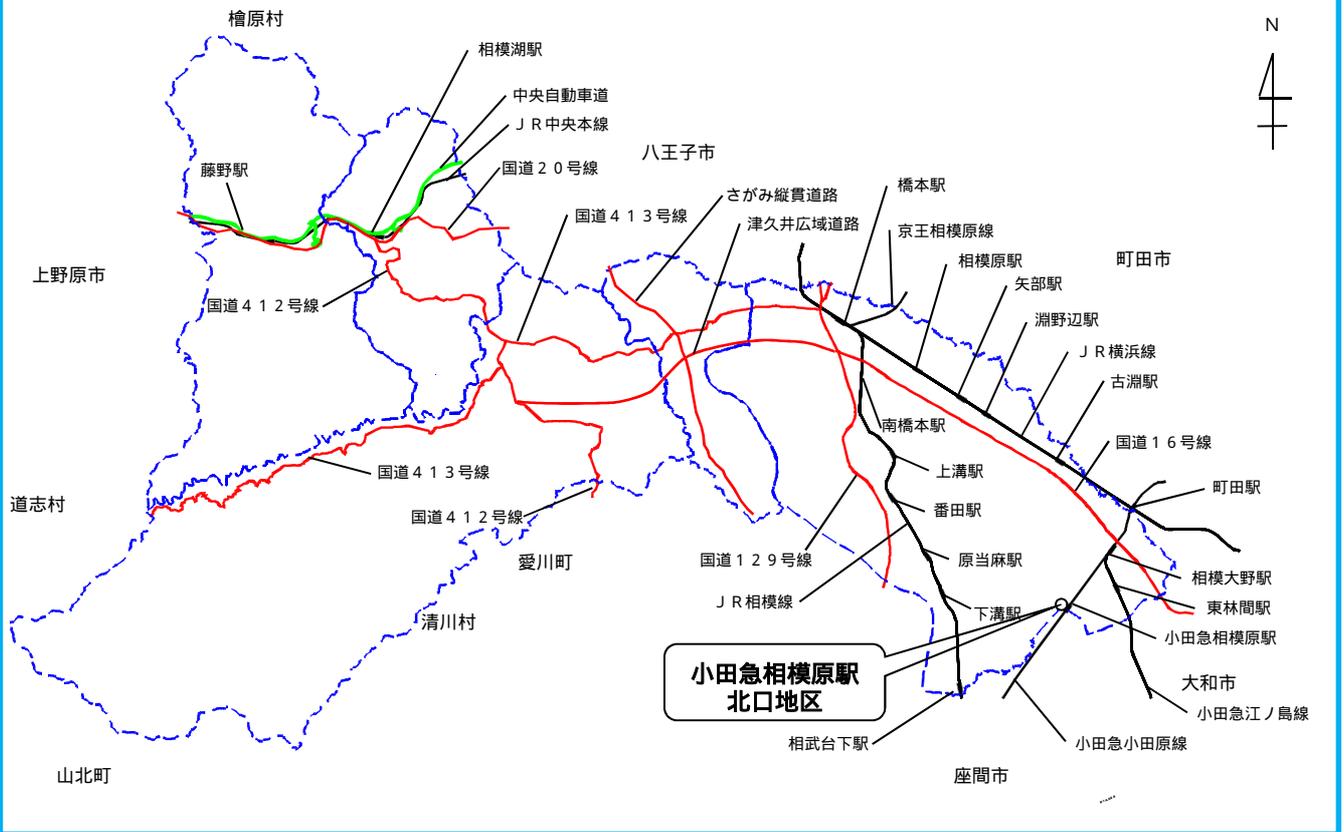


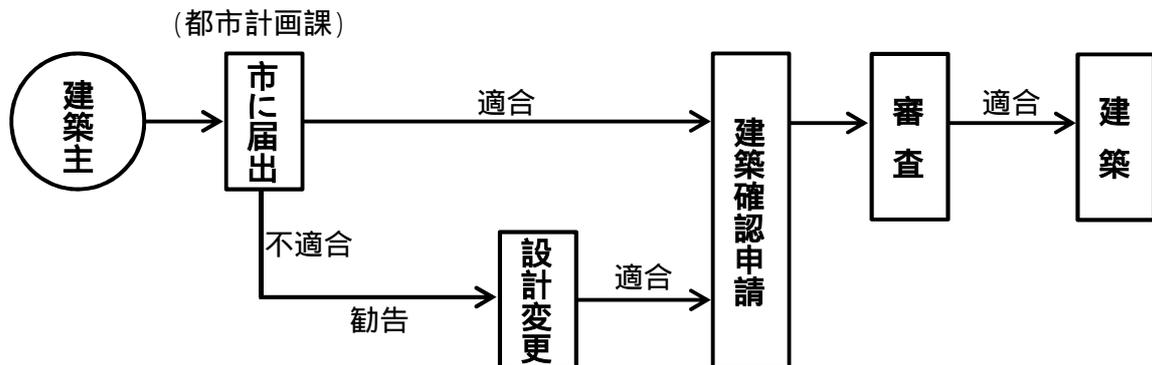
小田急相模原駅北口地区 地区計画の概要



地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行う際には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について市に届出（着手する30日前まで）が必要となります。

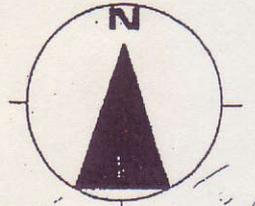
地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



小田急相模原駅北口地区の地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課
相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490
Eメール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

発行：相模原市

小田急相模原駅北口地区地区計画



3・4・20号小田急相模原駅北口通り線
(小田急相模原駅北口駅前広場を含む)

3・4・3号町田厚木線

駅前広場

松方枝町

109.5

85.5

86

84.8

84.5

86

86

86

86

86

86

86

86

86

86

凡	例
	地区計画の区域
	地区施設
	小広場
	緑地
	歩行者専用通路 幅員2.5m
壁面の位置の制限	
	都市計画道路境界線から2.0 m 以上後退

相模原都市計画地区計画の決定（相模原市決定）

都市計画小田急相模原駅北口地区地区計画を次のように決定する。

（平成 14 年 3 月 15 日）

名 称	小田急相模原駅北口地区地区計画	
位 置	相模原市南台三丁目	
面 積	約 1 . 4 h a	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、小田急小田原線小田急相模原駅北口に位置し、本市における地区中心商業地であり、地域の交流の場として魅力あるまちづくりをすすめる必要がある。</p> <p>このため、本計画により、商業、業務施設などの集積した調和の取れた景観形成を進め、市街地再開発事業等を誘導し、駅前広場などの都市基盤の整備を行い、良好な都市環境の形成と合理的な土地利用を促進することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>駅前の立地条件を活かし、商業、業務施設や都市型住宅等の集積を図るとともに、敷地の共同化及び土地の適正な高度利用を図るなど、地区中心商業地としての一層の魅力づくりを促進する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>駅を中心とした歩行者の利便性の向上等を図るため、歩行者専用通路及び小広場を配置し、うるおいのある市街地を形成するため、緑地を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区中心商業地としての土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、商業・業務施設や都市型住宅等の集積を図り、魅力ある市街地環境の形成を図るため、建築物の用途、建築物の建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度などについて制限するとともに、より安全で快適な歩行空間を創出するため壁面の位置について制限する。</p>
	緑化の方針	<p>うるおいのある市街地環境の形成を図るため、緑地や小広場をはじめ敷地内のオープンスペースに緑化を推進する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	歩行者専用通路	幅員2.5m 延長約240m
		小広場	約80m ²
		緑地	約600m ²
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築物の2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舍及び下宿の用途に供するもの（それらの用途のための入口ホール、階段、建築設備諸室、自動車車庫、自転車置場、物置、管理人室等の部分を除く。） (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2に規定するもの (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 建築基準法別表第2（と）項第2号から第4号に掲げるもの（原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）、クリーニング業、同項第3号（5）に掲げる事業（裁縫及び編み物に限る。）又は同号（12）に掲げる事業を除く。）
		建築物の建ぺい率の最高限度	6/10とする。 ただし、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては、1/10を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあっては、2/10を加えた数値とする。
		建築物の敷地面積の最低限度	500m ² ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合は、この限りではない。
		壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、都市計画道路境界線から、2m以上後退した位置とする。 ただし、渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物、工作物及びこれらの部分については、この限りでない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態及び意匠は、良好な市街地環境を創出するため、都市景観に配慮したものとする。

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」